

## ナビの特徴

あなたやあなたの家族が患者になったときのために、医療のしくみや医療保険など知っておきたい情報をご案内します。

身近で起こり得る突然の事例をもとに物語が進み、それぞれの場面で必要となる医療に関する知識が学べます。

## ナビの掲載内容

「子供の発熱」では、発熱(髄膜炎)を取り上げ、身近で起こり得る突然の事例を元に、それぞれの場面で必要となる医療に関する知識が学べます。

「大人編」では、入院時や退院後など、場面に応じて必要となる医療に関する知識が学べます。

子供の発熱	大人編
<p><b>シーン1: 夕方急に発熱</b></p> <p>夜間の受診のしかた 救急車の呼び方など</p>	<p><b>医療のかかり方</b></p> <p>医療機関受診の流れ 医療にかかるときは かかりつけ医を持ちましょう 医療機能の分担 医療情報を適切に選択しましょう</p>
<p><b>シーン2: 診療所から救急病院へ</b></p> <p>地域での医療連携 (なぜ病院へ移るのか) かかりつけ医・歯科医</p>	<p><b>入院時</b></p> <p>入院時の主な必要書類 入院時に伝えたいこと 医療費の支払いに役立つ制度 領収証の見方 保険外併用療養費について</p>
<p><b>シーン3: 入院</b></p> <p>入院時に必要な書類 インフォームドコンセント セカンドオピニオンなど 医師にかかる際の10か条</p>	<p><b>退院後</b></p> <p>在宅で介護保険サービスを受けるには 介護保険のあらまし 在宅で医療保険サービスを受けるには 医療保険の仕組み</p>
<p><b>シーン4: 医療費の支払い</b></p> <p>医療費の一部負担金など 公的医療保険のしくみ</p>	<p><b>お役立ち知識</b></p> <p>感染対策または予防 心肺蘇生法 Q&amp;A</p>
<p><b>シーン5: 育児情報</b></p> <p>東京都の相談窓口、情報提供 医療費の助成</p>	

冊子は Web サイトから印刷してください。

## 保健や医療に関する情報・相談窓口は？

医療機関や薬局の情報	<p>全国にある医療機関と薬局を検索できます。  <b>HP</b> 「医療情報ネット(ナビイ)」                      都内にある医療機関を電話により探すことができます。                      東京都医療機関案内サービス「ひまわり」                      ☎03-5272-0303 (毎日24時間)</p> <p>東京消防庁救急相談センター(＃7119)                      こちらからも { ☎03-3212-2323                      つながります { ☎042-521-2323</p>
在宅介護などの在宅でのサービス	<p><b>HP</b> とうきょう福祉ナビゲーション</p>
難病相談	<p>東京都難病相談・支援センター                      ☎03-3446-0220</p>
AIDS、インフルエンザなどの感染症情報	<p><b>HP</b> 東京都感染症情報センター</p>
患者相談窓口	<p>医療安全支援センター「患者の声相談窓口」                      東京都 ※1 ☎03-5320-4435                      西多摩保健所 ☎0428-20-2113                      南多摩保健所 ☎042-310-1844                      多摩立川保健所 ☎042-526-3063                      多摩府中保健所 ☎042-362-4691                      多摩小平保健所 ☎042-450-3222</p> <p>※1 都内の病院に関する相談をお受けしています。診療所等については所在地の保健所で相談をお受けしています。                      ※2 特別区、八王子市、町田市の診療所等に関して(又は、する相談)は、各区市保健所まで。</p>

## 子供を健やかに育てるための情報・相談窓口は？

子供の健康・救急に関する相談	<p>子供の健康相談室(小児救急相談)                      #8000または☎03-5285-8898</p>
病気やけがの対処法、病気の基礎知識	<p><b>HP</b> 東京都こども医療ガイド</p>
子供に関するさまざまな相談	<p>児童相談センター4152(よいこに) 電話相談                      ☎03-3366-4152</p>

※ **HP** (情報提供を行っているホームページの名称)

東京都保健医療局医療政策部医療政策課  
 ☎03-5320-4448

発行日 令和6年7月発行

登録番号(6)49



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ

大人編

医療に関する知識を紹介!

子供の発熱

子供が夕方急に発熱!

中高生向けマンガ

祖母が転んで動けない!

知りたかった  
医療のしくみを  
お答えします。

くわしくはここにアクセス

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/inavi/>



東京都



携帯

## 夜間の受診、どうしたらいいの？

### 医療情報ネット(ナビイ)

○診療中の医療機関をインターネットで案内します。

【HP】医療情報ネット(ナビイ)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



スマートフォン

東京都医療機関案内サービスひまわり(毎日24時間)

○診療中の医療機関を電話で案内します。

☎03-5272-0303

東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)

○救急車を呼ぼうかどうか迷った場合に相談できます。

#7119(電話対応)

こちらからも ☎03-3212-2323

つながります ☎042-521-2323



スマートフォン

(東京版 救急受診ガイド) QRコード

子供の健康相談室(小児救急相談)

○子供の健康・救急に関する相談に対応します。

#8000または☎03-5285-8898

月曜日～金曜日 午後6時～翌朝8時

土曜・日曜日、祝日、年末年始 午前8時～翌朝8時

## 救急車の呼び方は？

緊急な場合は救急車を呼びましょう。119番に電話をかけると、次のことを聞かれます。

あらかじめ確認しておきましょう。

- ・火事ですか、救急ですか？
- ・救急車の向かう住所を教えてください
- ・どうしましたか？
- ・(屋外の場合)何か目標や目印はありますか？



緊急な場合 一例

(乳 幼 児)38度以上の発熱で顔色が悪い、ぐったりして意識がない(頭痛など)強烈な頭痛と吐き気、手足の急激なマヒ

### 救急車の利用について

東京都の救急車の出場件数(令和4年)

872,075件(36秒に1回出場)

緊急性のない利用が増えています。本当に必要とする患者さんのために適正利用を心がけましょう。

程度別搬送人数(令和4年)

総数 708,695人

重症 32,331人

重症 13,561人

死亡 7,478人

軽症 378,221人

中等症 277,104人

## 窓口で支払う医療費の内訳は？

あなたが窓口で支払う医療費の内訳は



医療費の一部負担金

+

食事・生活療養負担金  
入院した場合にかかる経費です。

+

保険外併用療養費など

保険

保険外

### 《 保険外併用療養費 》

代表的なものに「差額ベッド代」があります。

・差額ベッド代(特別の療養環境の提供)

個室などを患者が希望すると、医療機関が定めた額を負担しなければなりません。

※「治療上の必要」で差額ベッド代の対象となる病室へ入院した場合など、差額ベッド代を負担しなくてもよい場合があります。

### ◆症状が軽く自分で歩いて医療機関に行かれる

- かかりつけ医に相談、「医療情報ネット(ナビイ)」「インターネット検索」や「ひまわり」(電話)で医療機関を探し受診
- 身近な救急医療(初期救急医療)を受診
  - ・地域の休日当番医(「医療情報ネット(ナビイ)」「インターネット検索」や「ひまわり」(電話)でも探せます)
  - ・区市町村の小児初期救急医療や休日夜間診療を行う医療機関(広報誌やホームページで確認しておきましょう。)

### ◆緊急でないが患者を運びたい(転院・退院など)

民間会社が救急搬送サービス(有料)を行っています。  
東京民間救急コールセンター  
☎0570-039-099

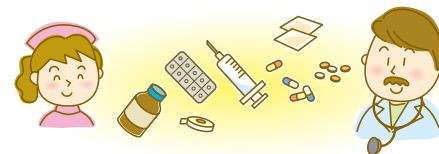
### 《 医療費の一部負担金 》

医療費は患者がその一部を自己負担し、残りは医療保険から支払われます。

#### 医療費の患者負担割合

義務教育就学前(6歳・3月まで)	2割 (東京都では④で自己負担なし)
義務教育就学児(6歳・4月～15歳・3月)	3割 (東京都では⑤で医療費助成)
高校生等(15歳・4月～18歳・3月)	3割 (東京都では⑥で医療費助成)
18歳・4月～70歳未満	3割
70～74歳	2割 (現役並所得者は3割)
75歳以上(後期高齢者医療制度)	1割(一般所得者等) 2割(一定以上所得者) 3割(現役並所得者)

くわしい内容や手続きはご自分の医療保険の担当部署にお問い合わせください。



### 高額な医療費がかかったら

同じ月に一定額(自己負担限度額)を超えた医療費は医療保険から支払われます。自己負担限度額は対象者の年齢や所得、世帯構成などによって異なります。ご自分の医療保険の担当部署にお問合せください。

- ◆ 保険外の経費や入院時の食事代は対象外となります。
- ◆ 事前に手続きをして入院時の窓口の支払いを自己負担限度額までとすることもできます。